

## 平成 25 年度予算編成方針について

### 1 経済情勢等

わが国の経済状況は、先に内閣府がとりまとめた「月例経済報告」によると「景気は、引き続き底堅さもみられるが、世界景気の減速等を背景として、このところ弱めの動きとなっている。先行きについては、当面は弱めの動きが続くと見込まれる。その後は、復興需要が引き続き発現するなかで、海外経済の状況が改善するにつれ、再び景気回復へ向かうことが期待されるが、欧州や中国等、対外経済環境を巡る不確実性は高い。こうしたなかで、世界景気のさらなる下振れや金融資本市場の変動等が、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、収益や所得の動向、デフレの影響等にも注意が必要である。」となされており、依然として不安定な経済環境にあります。

### 2 国政の動向等

国においては、これまで平成 22 年 6 月に策定された「財政運営戦略」において、複数年を視野にいたした「中長期財政フレーム」が導入され、平成 24 年度までは、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月に策定：強い経済の実現）を基本としていましたが、昨年 3 月の東日本大震災の発生、急速な円高の進行、欧州財政危機の影響を受け、平成 24 年 7 月に「日本再生戦略」（大震災以前よりも魅力的で活力にあふれる国家の再生）が策定され、平成 24 年 8 月 10 日には、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が成立し、あわせて地方税及び地方交付税法についても一部改正を行う法律が成立したことから、これらを踏まえ平成 24 年 8 月 31 日に「中長期財政フレーム」（平成 25 年度から平成 27 年度）が閣議決定されました。

その中では、平成 25 年度の新規公債発行額を平成 24 年度当初予算の水準約 44 兆円を上限とし、国債費等を除いた歳出規模についても同予算の 71 兆円程度を実質的な上限とすることとし、引き続き財政健全化の取り組み継続と歳出抑制方針を確認しています。

また、平成 25 年度予算に向けた「概算要求基準」においては、先の「日本再生戦略」を踏まえ、復興対策等の重点化はもとより、「グリーン、ライフ、農林漁業」に係るものについて、予算配分の重点化を図り、その財源確保については、省庁の枠を超えた大胆な予算の組み替えに資する仕組みを導入するとされたところです。

地方財政においては、「財政運営戦略」の財政運営の基本ルールを踏まえた中期財政フレームに基づいて、概算要求においては、地方財政への一定の配慮が継続され、地方交付税が 1.5%減の 17 兆 1,970 億円、臨時財政対策債が 6.2%増の 6 兆 5,121 億円と実質的な地方交付税は概ね前年度程度の要求額となっているなど、一般財源総額は平成 24 年度の水準を下回らないような要求となっています。

しかしながら、国の概算要求の状況は、「歳出の大枠」を超過している状況にあり、かつ、前年度同水準の「歳出の大枠」71 兆円についても、年金、医療等に係る自然増分 8,400 億円も含まれていることから、それ以外の歳出増額については、圧縮する必要があるま

す。

さらに、今後の経済情勢や財源確保の課題もあり、今後の予算編成も不透明な要素が多いことから、国の動向を注視しつつ、できる限りの情報収集を行っていく必要があります。

### 3 本町の財政状況等

このような状況の中、本町の財政状況を見てみると、平成 23 年度決算における財政健全化判断の各比率は、改善傾向にあり全て健全段階にあるものの、財政状況の実態は、経常的な収入の 8 割強が経常的な支出（人件費、扶助費、公債費等）に充てられており、また、収入の 7 割強が地方交付税をはじめとした国や北海道から交付される依存財源で賄われており、脆弱な財政構造は依然として変わっていない状況にあります。

本年 10 月末現在における平成 25 年度の財政見込みでは、厳しい経済状況や特例法などの影響による、町税の減収をはじめ、特に地方交付税においては、平成 25 年度の概算要求試算額では、前年度比 1.5%の減という状況にあり、歳入においては、一般財源の減収が避けられない状況にあります。一方歳出面では、公債費の償還が減少傾向で推移していくことや、これまでの行財政改革の成果が反映されてきたものの、厳しい経済・雇用情勢や急速な少子高齢化への対応、更に近年の大雨災害に対する応急・恒久的対策をはじめ、既に実施を決定している公共施設改築等様々な課題に対応するため大きな財政需要が想定され、今後財源不足も十分予測されるところです。

### 4 平成 25 年度の予算編成

平成 25 年度の予算編成にあたっては、第 5 次上富良野町総合計画に掲げる「5 つの暮らし」の実現はもとより、前期 5 カ年計画の最終年となることから、これまでの取り組みを踏まえるとともに、後期 5 カ年に向けた見直しについても展望し、その上で、私が町民の皆様とお約束した「5 つの政策」の実現について、1 つ 1 つ着実に取り組んでいくためにも、収支均衡の財政構造は極めて重要であり、将来の財政規律も見据え中・長期的な視点に立った予算編成が必要であります。

町民生活の実態をしっかりと把握した中で、町民との協働の視点にたった行政運営を推進するため、各事務事業の評価・検証のもと政策の優先順位を判断し、事業の取捨選択と効率的な執行を図り、それぞれの事務事業が限られた経費で最大の効果をもたらすよう予算に反映していかなければなりません。

このことから、各課の自主性・自立性の確保と職員の自治体経営意識の向上による事業の見直しによるスクラップ&ビルドの促進などを目的とした「予算枠配分方式（各課自立型予算編成方式）」については、原則継続していくとともに、本年度から本実施とした事務事業評価制度による政策評価に基づく予算編成作業を行い、目指すべきまちづくりの方向に沿って、より高い行政効果を発揮することができる予算編成を進めることとします。

以上の基本方針を踏まえ、予算編成に当たっての基本的な考えを示し、次のとおり取り組むこととします。

[予算編成の基本的な考え方]

## 1 第5次上富良野町総合計画の推進と前期5ヵ年の総括

平成25年度においては、「四季彩のまち・かみふらの一風土に映える暮らしのデザイン」を将来像と定めた第5次総合計画の前期5ヵ年の最終年となり、平成26年度からの後期5ヵ年に向けた見直しを行うことから、総合計画に示されている「人や地域とつながりのある暮らし」「穏やかに安心して過ごせる暮らし」「快適で楽しく潤いある暮らし」「地域の宝を守り・育み・活用できる暮らし」「誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし」の5つの暮らしづくりに向けて、これまで取組んできた事業の検証・評価の上、前期5ヵ年の最終年に取組むべき事業の選択を行うとともに、後期5ヵ年への展望を踏まえながら、実施計画の整理とあわせて、町民への説明責任と時代の要請に応えるよう、平成25年度に実施すべき事業を厳選すること。

## 2 自治基本条例と行政運営の原則

まちづくりの基本原則を「情報共有」「参画と協働」「自助共助公助」と定めた上富良野町自治基本条例に基づき、「情報共有」⇒「住民参画」⇒「協働」が繰り返し実践されることで、「自助共助公助」という相互補完のしくみが実現するよう、この3原則を念頭に、それぞれの事務事業について不断の見直しを行うこと。

## 3 地域経済の活性化の推進等

依然として続いている地域経済の深刻な状況を背景とした町民生活に密接にかかわる課題の解決は、極めて緊急性が高く、「地域経済の活性化に資する施策、事業の展開」を予算編成の重要課題として位置付け積極的に取り組むこと。

また、地域経済の活性化は、各課が所管する事業の実施を通して直接的・間接的に実現されていくものであり、全課横断的に共通するテーマであることから、本来的には経済活性化を目的としていない教育・文化、環境、福祉、保健・医療など住民生活にかかわる様々な分野において施策を実施する際にも、そこに内包される経済効果に着目し、経済活性化につながるあらゆる可能性を追求していくという基本姿勢に立ちながら、事業手法等の再構築を図ること。

更に、国においては平成25年度予算において経済社会の再生に向けた取り組みの一環として「グリーン・ライフ・農林漁業」分野における特別重点事業の実施を予定していることから、今後、情報収集を図りながら、町の地域経済等に寄与する事業について活用すること。

## 4 「安心安全な暮らし」と「力強いまちづくり」のための戦略的・重点的予算の実現

町民の負託を受けた「未来につながる希望のもてるまちづくり」につながる、「自立自立」「自衛隊との共存共栄」「福祉・医療の充実」「子育て支援・教育の充実」「産業に希望と活力」の5つの政策の実現にむけ、「第5次総合計画」「自治基本条例」と連携を図った上で、これまでの町長指示事項（春・秋のヒアリング時に限らず、日常的に行われる協議を含む。）及び政策調整会議等における協議結果を踏まえ、今の時代に応える事業の実現に向けた取り組みを行う。

#### (1) 経済・産業・雇用の活性化に向けた支援策

地域経済は、極めて厳しい状況にあり、経済・産業・雇用の活性化に向けた支援策の強化。特に、基幹産業である農業の体質強化と併せて安心安全な農畜産物の生産及び付加価値をより高めるために、農・商・観の産業連携を強化する事業の推進。

また、現在策定を進めている「観光振興計画」を見据えた事業の推進。特に、緊急性が高い、早期実現により地域経済や地域活性化への影響が大きな、または産業連携の相乗効果を高める事業の推進。

#### (2) 福祉施策の充実

高齢者・障がい者・子育て支援等「すみずみまで光の届くまちづくり」に向けて、きめ細かな福祉施策の充実。特に様々なハンディを抱えながら生活している方々の自立に向けた支援事業。

#### (3) 住民活動の活性化

地域住民活動の活性化に向けて、特に地域における支えあい活動や、支えあいの仕組みづくりに向けた支援事業。

#### (4) 省エネルギー対策の推進

「地球温暖化対策上富良野町推進計画」「上富良野町省エネルギービジョン」に基づく具体的事業の推進。

#### (5) 防災・減災対策の推進

十勝岳噴火災害への備えとして防災対策の一層の充実が必要となるため、既存の「地域防災計画」の見直しを図り、その具体的事業を推進するとともに、これまで進めてきた自主防災活動の活性化に向けた事業の推進。また噴火災害のみならず、大規模地震に備えた公共施設の耐震改修や、ここ毎年頻発し今後も引き続き発生することが予想される集中豪雨等による災害に対する緊急的・恒久的対策事業の推進。

#### (6) 情報発信と情報収集力の向上

限られた財源や年々町内人口が減少する状況の中で、時代に応じたまちづくりを進めるためには、町内外に向け情報発信と情報収集を精力的に行っていく必要がある。そのため、町長を先頭に全職員が、共通の認識のもと各課横断的な情報発信・収集・管理能力を向上させる事業の推進。

### 5 行財政の改革・改善

健全な財政基盤を維持しつつ、「協働」を町民共有のキーワードとしたまちづくりを進めていくため、効率的、効果的な行政運営に向け、その仕組みを絶えず見直し改善していくことが求められます。

更には、今年度に可決成立した消費税の引き上げに関しては、その前提条件としてより経済状況の好転はもとより、今後一層の行財政改革の推進が求められていることから、「上富良野町政運営改善プラン」を基本とし、これまでの取り組みの中で組織決定してきた「アウトソーシング基本方針（H17.9.30 決定）」、「補助金等の整理合理化方針（H17.10.20 決定）」、「負担金の整理合理化方針（H18.9.29 決定）」等の個別方針については、その成果及び内容を精査しながら進めること。

## 6 予算枠配分方式（各課自立型予算編成方式）の強化及び事務事業評価

各課の自主性・自立性の確保と職員の自治体経営意識の向上による事業の見直しによるスクラップ&ビルドの促進などを目的に、平成 19 年度予算編成から導入した、一部経費について各課に一定の財源を配分する「予算枠配分方式(各課自立型予算編成方式)」については、原則継続するので、各課においては、移譲された予算編成権に基づき、限られた財源を効果的・効率的に活用するため、課内・班内での調整作業を十分に行い、配分された枠内において、課内自立型の予算編成に取り組むこと（各課の配分額については別紙のとおり）。

また、本年度から本実施とした事務事業評価制度においては、新規事業（既決政策においても、内容を大きく見直す場合を含む。）について原則事前評価にかけることとしていることから、平成 25 年度予算要求にあたっては、事前に事前評価に付した上で予算要求すること。（前年度予算までの「政策調整枠予算」については、廃止する。）

ただし、新規事業の内容については、ハード事業及びソフト事業等多岐にわたることから、今後予算編成を進めていくなかで、事前評価対象事業の見直しを並行してすすめていくこととする。

## 7 持続可能な財政構造の再構築

本町の財政構造は、平成 20 年度以降の予算編成においては、目標に掲げていた「財政調整のための基金に頼らない収支均衡の取れた財政構造」に一定の成果が見られる状況になっておりますが、現時点での平成 25 年度以降の財政見込みにおいては、大幅な収支改善等が見込めない状況にあり、引き続き厳しい状況の中で財政運営を行っていく必要があります。

また、今後、社会保障費の負担増はもとより、公共施設の耐震化策（学校、役場本庁舎等）進めていかなければならない中で、更には時代に応じた新たな政策を展開していくためには、一般事業はもとより既に政策決定している事業であっても費用対効果を把握し、事業の目的、効果、財源措置などを改めて検証したうえで、事務事業全般にわたり「選択と集中」により実施や継続の是非を判断し、真に必要な事業を厳選するなど、持続可能な財政構造の再構築を推進する必要があります。

### 〔予算編成留意事項〕

#### 1 基本事項

(1) 前述の「予算編成の基本的な考え方」の各項目を着実に推進し、予算にその効果を反映すること。

また、年度途中の補正については、制度改正に伴うものや災害経費など真に止むを得ないもののみ対象とすること。

(2) 国の大幅な制度改正が予測される中、国の動向を十分注視し情報収集に努め、制度改革等念頭に確実に財源が見込まれるものを要求するなど、遺漏のないよう対応すること。

(3) 国・道の補助制度に基づく事務事業は、適正な地方負担額を見積もるものとし、町

単独での上乗せ的な負担は原則認めないものとする。

- (4) 事務事業の評価結果に基づき、各所管における事務事業の改善を図ること。
- (5) 議会の予算・決算審査及び監査委員の意見については、十分に検討を加え、改善を図ること。
- (6) 町民ポストをはじめ、町民の皆様からいただいた意見や要望については、十分に検討を加え対応すること。
- (7) 特定目的基金については、特定の目的を達成するための貴重な財源であることから、その支消の考え方を明確化すること。特に、ふるさと納税制度による寄附については、ふるさと応援基金をはじめ、寄附者の意向に沿った基金へ積立てているので、その意向に沿った活用を図ること。

## 2 歳入に関すること

歳入は、決算見込み額で計上すること。また、自主財源の確保を確実に図るとともに、国・道支出金などの特定財源を効率的に活用すること。

- (1) 町税は、今後の経済情勢の推移や国の税制改正の動向を十分見極めた上で見積もるとともに、徴収率の向上により一層努めること。
- (2) 使用料・手数料等については、社会経済動向を的確に把握するとともに管理経費や他市町村の状況等を把握するなど料金水準の一層の適正化に努めること。
- (3) 国・道支出金については、その施策や制度の改廃等に十分注意を払い、適正額で見積もること。
- (4) 町債については、適債性を確保するため企画財政班と十分協議した上で、適正額を見積もるとともに、財政措置のある地方債メニューの活用に努めること。

## 3 歳出に関すること

歳出については、最小の経費で最大の効果をもたらすよう費用対効果の視点に立って、不断の見直しを図ること。

また、例年の決算状況を見ると、多額の不要額が生じているので、歳入同様決算見込み額で計上すること。

- (1) 補助事業の事務費の計上にあたっては、まず人件費（職員給与費）を最優先に充当した上で、さらに役務費、借上料、需用費などの経費を適正に見積もること。
- (2) 義務的経費、経常的経費ともに、制度の改廃等に留意の上、事業内容を精査するものとするとともに「自然増」「当然増」を過大に見込まないこと。
- (3) 投資的事業等※1（ソフト事業を含めた新規事業等の事前評価実施事案を含む。）については、実施計画の要望事業について取りまとめたところですが、今後政策調整会議等での協議を含め、別途管理して総合調整を図ります。（対応等後日通知します。）
- (4) 旅費については、すべて積み上げ積算すること。

特に、日当不支給地域以外の出張については、原則公共交通機関を利用するよう積算すること。

- (5) 町の単独の補助施策として予算を計上する場合は、補助金交付要綱などの根拠に基づ

くものであること。

- (6) その他については、別紙「平成 25 年度予算要求における留意事項」に基づいて、見積もること。

※1 事前に取りまとめた実施計画の要望事業（ソフト事業を含む。）及び事業を実施することにより更に高い行政効果等が期待できる新規事業（ソフト事業を含む。）で原則事務事業評価に付する事業

#### 4 特別会計、企業会計、広域連合に関する事項

- (1) 特別会計については、前記までの項目に準じて見積もりを行い、収支の均衡に努めるとともに、効率的な会計運営に努めること。

また、会計間の負担区分については、「一般会計と他会計との負担区分」に基づき要求すること。

- (2) 企業会計については、その性格を十分認識して一層の合理化、効率化を徹底し、独立採算原則の視点に立った会計運営に努めること。

- (3) 富良野地区広域連合の負担金（上富良野消防署・給食センター）については、前記までの項目に準じて見積りを行うとともに、連合事務局と調整を図ること。

#### 5 予算見積書等の提出期限

- (1) 提出(入力)期限 平成 24 年 11 月 30 日（金）（期日厳守）

- (2) 提出先及び部数 総務課 企画財政班 各 1 部

- (3) 提出書類

① 平成 25 年度 歳入見積書総括表

② 平成 25 年度 歳出見積書総括表

③ 様式第 1 号 平成 25 年度 予算編成の基本的な考え方と重点施策等の概要

④ 様式第 2 号 平成 25 年度 予算見積額チェック表

⑤ 様式第 3 号 平成 25 年度 事務事業調書

⑥ 様式第 4 号 平成 25 年度 既決政策的事業調書

~~⑦ 様式第 5 号 政策調整枠事業調書（協議用）~~

⑦ 様式第 5 号 平成 25 年度 債務負担行為見積書

⑧ 繰出基準調書（特別会計・企業会計のみ）

⑨ 富良野広域連合（上富良野消防署・給食センターのみ）予算内訳書

※ 様式は「¥¥ Jhsv01.local¥資料置場¥当初予算関係¥H25-当初予算関係¥様式第 1～5 号」にあります。

各提出書類については決裁のうえ課単位で提出して下さい。

また、各様式（第 2 号を除く。）については、¥¥ Jhsv01.local¥資料置場¥当初予算関係¥H25-当初予算関係¥様式提出」にファイルを保存して下さい。

#### 6 予算査定等の日程及び範囲

- (1) 所管課における予算 1 次入力及び所属長審査日程

「予算枠配分方式」を強化徹底していくことから、各所管においては、本予算入力前に「所属長審査」を実施し、配分を受けた範囲内かつ前年度決算及び決算見込

を勘案した予算編成がなされているかを審査してください。

枠内予算の他、3（3）に掲げる投資的事業等を予算要求するには、原則政策調整会議において事務事業評価を実施しなければならないことから、「事務事業評価調書(事前評価)（上富良野町事務事業評価実施要綱第5条関係）」の未提出がないか最終確認をして下さい。

※各課においては、予算枠配分額内に調整した後、本予算入力し本要求となります。

- ① 予算1次入力期間：平成24年10月19日（金）～11月16日（金）
  - ② 所属長審査日程：平成24年11月16日（金）～
- (2) 本予算要求額の入力及び要求内容の精査
- 入力期間：平成24年11月16日（金）～11月30日（金）
- 精査期間：平成24年12月3日（月）～12月13日（木）
- (3) 副町長査定（説明者：課長）：詳細日程については後日通知します。
- 日 程：平成24年12月19日（水）～平成24年12月28日（金）頃予定
- 範 囲：主要事業、政策的経費（投資的事業等、既決政策経費）など
- (4) 町長査定（説明者：課長）：詳細日程については後日通知します。
- 日 程：平成25年1月上旬頃からの予定
- 範 囲：政策的経費（投資的事業等、既決政策経費）及び副町長査定で指定した経費